

(案)

貸 貸 借 契 約 書

(案)

情報系ネットワークシステム機器賃貸借契約書

廿日市市（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、次のとおり賃貸借契約を締結した。

（目的）

第1条 受注者は、発注者に対して、情報系ネットワークシステム機器賃貸借仕様書に掲げる機器（以下「貸付物件」という。）を発注者に貸し付け、発注者はこれを借り受けることとする。なお、受注者は以下の条項において規定するもの他、この契約の履行について責務を負うものとする。

（契約保証金）

第2条 発注者は、受注者に対して契約保証金の納付を免除する。

（賃貸借の期間）

第3条 賃貸借の期間は、令和8年1月1日から令和13年10月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、令和9年度以降の本契約に係る発注者の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、発注者は、本契約を変更、又は解除することができる。

3 賃貸借期間満了の1月前までに発注者が再賃借を申し出た場合は、賃借期間満了後1年間以上の再賃借が可能であること。また、その際の月額賃貸借料は、「月額賃貸借料（保証に係る費用を除く）の10分の1以下の額」とすること。

（検査、納品期限）

第4条 受注者は、仕様書に定められた設置等の作業を完了させ、発注者の検査を受けるものとする。

2 前項の作業に要する経費は受注者の負担とする。

（賃貸借料）

第5条 本契約における賃貸借料は、〇〇〇〇円（内消費税及び地方消費税〇〇〇〇円）とし、別紙支払内訳表のとおり、初回は2か月、その後は3か月毎とし、最終月は4か月となるその期間の満了後の賃借料を発注者に請求するものとする。

2 発注者は、適正な請求書を受領して30日以内に支払うものとする。

（遅延利息）

第6条 発注者は、前条に規定する期限までにその賃貸借料を支払わなかったときは、その遅延した日数に応じ、支払うべき賃貸借料の額につき年3.0パーセント（政府契約の支払い遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率）の割合をもって算出した金額を遅延利息として受注者に支払わなければならない。

（契約不適合責任）

第7条 発注者は、契約内容に適合しないものを発見したときは、その事実を知った日から1年以内に限り、受注者に対して損賠賠償を請求することができる。

（公租公課）

第8条 賃貸借期間中の公租公課については、受注者の負担とする。

（貸付物件の部品交換等）

第9条 発注者は、受注者の承諾を得ないで、貸付物件の部品を交換し、又は原型を変えるような行為をしてはならない。

（権利譲渡等）

第10条 発注者又は受注者は、この契約によって生じる権利、もしくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（個人情報保護、秘密の保持）

第11条 受注者は、この契約の履行にあたって知り得た発注者の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(案)

2 受注者は、この契約の履行するため個人情報を取扱うに当たっては別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約の解除)

第12条 発注者、受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者がこの契約に違反したとき。
- (2) この契約の履行につき、受注者に不正の行為があったとき。
- (3) 受注者が、正当な理由がないのに発注者の指示に従わないとき。
- (4) 発注者が賃貸借料を支払わなかったとき。

(貸付物件の返還)

第13条 発注者は、賃貸借期間が満了したとき及びこの契約が解除されたときは、貸付物件を速やかに返還するものとする。

(損害賠償)

第14条 発注者又は受注者は、自己の責に帰すべき理由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(善良な管理者としての義務)

第15条 発注者は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件を管理しなければならない。

(疑義の解決)

第16条 この契約に定めのない事項で必要がある場合又はこの契約に定める事項について疑義が生じた場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第17条 この契約に関する一切の紛争については、広島地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者及び受注者が記名・押印をして各自その1通を所持する。

令和8年 月 日

発注者 廿日市市下平良一丁目11番1号
廿日市市
代表者 廿日市市長 松本 太郎

受注者 ○○○○
○○○○
○○○○

別表「支払内訳表」

単位：円

年度	対象月	税抜金額	消費税額	税込金額
令和8年度	2026年11月 ～ 2026年12月			
	2027年1月 ～ 2027年3月			
令和9年度	2027年4月 ～ 2027年6月			
	2027年7月 ～ 2027年9月			
	2027年10月 ～ 2027年12月			
	2028年1月 ～ 2028年3月			
令和10年度	2028年4月 ～ 2028年6月			
	2028年7月 ～ 2028年9月			
	2028年10月 ～ 2028年12月			
	2029年1月 ～ 2029年3月			
令和11年度	2029年4月 ～ 2029年6月			
	2029年7月 ～ 2029年9月			
	2029年10月 ～ 2029年12月			
	2030年1月 ～ 2030年3月			
令和12年度	2030年4月 ～ 2030年6月			
	2030年7月 ～ 2030年9月			
	2030年10月 ～ 2030年12月			
	2031年1月 ～ 2031年3月			
令和13年度	2031年4月 ～ 2031年6月			
	2031年7月 ～ 2031年10月			
	合計			

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は提供してはならない。

(適正管理)

第5 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(特定個人情報の適正管理に係る届出)

第6 受注者は、業務が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第10条第1項に規定する個人番号利用事務等（以下「個人番号利用事務等」という。）である場合には、第5の規定により講じた措置のうち特定個人情報の安全管理に係る内部の組織体制（以下「組織体制」という。）の整備及び当該特定個人情報の取扱いに従事する者（以下「特定個人情報取扱従事者」という。）の指定の状況について、あらかじめ別記様式により発注者に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとする場合も、同様とする。

(従事者への周知及び監督)

第7 受注者は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第8 受注者は、発注者の指示又は承諾を得た場合を除き、個人情報が記録された資料等をこの契約に定める実施場所その他発注者が定める場所の外に持ち出してはならない。

(複写・複製の禁止)

第9 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(業務の再委託)

第10 受注者は、発注者の承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託等」という。）をする場合には、再委託等の相手方にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるとともに、再委託等の相手方との契約内容にかかわらず、

発注者に対して再委託等の相手方による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

第11 受注者は、発注者の承諾を得て再委託等をする場合には、委託する業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

第12 受注者は、再委託等をする業務が個人番号利用事務等である場合には、再委託等の相手方の組織体制及び特定個人情報取扱従業者の選任の状況について、あらかじめ別記様式により発注者に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとする場合も同様とする。

(資料等の返還等)

第13 受注者は、業務を行うために発注者から引渡しを受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等（発注者の承諾を得て複写又は複製したものを含む。）をこの契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りではない。

(取扱状況の報告及び調査)

第14 発注者は、必要があると認めるときは、業務を処理するために取り扱う個人情報の取り扱い状況を受注者に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

(事故発生時における報告等)

第15 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この場合において、受注者は、発注者から立入調査の実施を求められたときは、これに応じなければならない。

(損害賠償)

第16 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。